

スビ礁における米中の対峙

日本安全保障戦略研究所長 高井 晋

米海軍第7艦隊所属のミサイル駆逐艦「ラッセン(USS Lassen DDG-82)」は、10月27日、南沙群島のスビ礁沿岸から12カイリ付近を遊弋し、中国人民解放軍海軍のミサイル駆逐艦「蘭州」とフリゲート艦「台州」がこれに警告をしたという。ラッセンによるスビ礁付近における航行自由確認活動は、低潮高地(LTE)に建設した人工構築物は、国際海洋法条約上、領海を主張できないことを確認するものであったという。米海軍による「航行自由作戦(freedom of navigation operations, FONOPs)」について、限られた情報を下に若干の感想を述べる。

用意周到な米国

米海軍のFONOPsを実施しているラッセンは、中国の艦船や航空機からの攻撃等の不測の事態に迅速に対応できるミサイル防衛対応艦船で、BM監視艦として横須賀に配備されていた。米海軍が航行自由確認の活動を実施するために選定したスビ礁は、満潮時に水没し干潮時に出現する干出岩(低潮高地)で、中国は、短期間でスビ礁周辺の海底を浚渫して人工構築物を建設し、3,000m級の滑走路がほぼ完成させたとされている。

中国の国内法は、南シナ海の島嶼の周辺に12カイリの領海と200カイリの排他的経済水域を規定し、中国領海法は、領海内を通航する外国軍艦に対して事前許可を要求している。中国は、低潮高地のスビ礁の上に建設した人工構築物を島嶼と扱い領海を主張しているが、国連海洋法条約によると、低潮高地に建設した人工構築物周辺には領海を主張できないとしているの。米海軍は敢えて低潮高地のスビ礁を選択し、国際法に則った行動として航行の自由を確認するために、不測事態に即応できるラッセンに周辺海域を遊弋させていると言えよう。換言すると、米国は、スビ礁上の人工構築物は島嶼と看做さないことを行動で中国に示しているのである。

ミサイル駆逐艦「ラッセン(USS Lassen DDG-82)」

低潮高地(干出岩)



当てが外れた中国

他方で中国は、南沙群島の岩や干出岩を急速に埋め立てて人工構築物を建設し、国内法で人工構築物の周辺に領海や排他的経済水域を設置している。高潮時に水面上にある岩に

については、国際法上、人間の居住経験に有無によって島として扱われる少数説もあるが、中国は、岩のみならず干出岩に居住させて島と主張し、干出岩に建設した人工構築物を国際法上の島であると強弁しているのである。また、人工構築物の軍事利用は、国際法上認められていない。今回の米海軍艦艇ラッセンの示威行動により、中国は、従来の主張を維持できるかどうか、すなわち中国の面子が試されていると言えよう。今般の出来事は、国際法上の曖昧さを衝いて国内法で勝手に規定し、これを他国に強要しようとした中国の法律戦が瓦解するかどうかの瀬戸際なのである。

アメリカの建国理念は、自由と民主主義の実現であり、海洋においては船舶の航行自由の実現である。中国は、米国がかねてより主張し続けてきた「南シナ海の航行自由」を軽視し、西沙群島、南沙群島、中沙群島（スカボロ礁）をカバーする三沙市を建設し、あまつさえ南シナ海防空識別区の設定を構想したのであった。南シナ海における海軍艦艇と航空機の行動を制約しかねない中国の拡張主義と人工構築物の軍事基地化は、米国の逆鱗に触れたのではないだろうか。急速に建設した人工構築物を軍事基地化しても、米国は無関心だとする中国の目論みが的外れであろう。

三沙市



南シナ海防空識別区構想



今後の課題

干出岩上に建設された人工構築物周辺における米海軍艦艇の遊弋は、常態化するであろうといわれているが、米中両国の艦艇は、交戦規準（ROE）や不慮遭遇時行動基準（CUES）を睨みつつ、不測の事態や軍事衝突を回避するために慎重に行動すると思われる。しかしながら米海軍艦艇による遊弋は、果たして中国による人工構築物の軍事基地化を阻止できるかどうかについては予断を許さない。

中国に人工構築物の軍事利用化を放棄させるためには、米国だけの FONOPs であっては

ならず、中国の行動が国際法に悖るものでありかつ国際的な関心事であることを示すために、多国籍海軍による共同作戦でなければならない。先日挙行された観艦式では、米国艦艇、オーストラリア艦艇、インド艦艇、フランス艦艇、韓国艦艇が参加し国際色を豊かにした。南シナ海においては、これら艦艇に加えてフィリピンやベトナム等アセアン諸国の艦艇が、「南シナ海 OPK(Ocean-Peace Keeping)」として常時遊弋することになれば、国際的な支持を得ることは請け合いであろう。ちなみに OPK は、海洋の安定的利用を確保するための、地域海軍によるの共同行動である。

海上自衛隊が南シナ海 OPK に協力することは、国内法上難しいと思われるが、日本の海上輸送の大動脈である南シナ海の航行の自由確保は、日本にとって重要な課題である。海外の論調は、海上自衛隊の参加を期待するものばかりである。ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動に従事する 2 隻の海上自衛隊の艦船は、3 か月ごとに別の 2 隻と交代するので、年間 8 隻が南シナ海を航行する。これらの艦艇が、南シナ海を航行する際に、「南シナ海 OPK」と歩調を合わせて通航することは、果たして困難なのであろうか。(2015 年 11 月 2 日)